社会福祉法人 福島市社会福祉協議会

子ども食堂等支援事業助成金交付

実 施 要 綱

(目 的)

第1条 社会福祉法人福島市社会福祉協議会は、福島市内において運営している子ども食 堂及び子どもの居場所(以下「子ども食堂等」という。)について、継続した活動を展 開できるよう、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福島市社会福祉協議会(以下「市社協」という)とする。

(助成対象者)

- 第3条 助成対象となる者(以下「助成対象団体」という。)は、福島市内で子ども食堂等 を運営している団体であり、かつ次に掲げる要件を全て満たす団体とする。
 - (1) 民間法人、任意団体(法人格の有無を問わない)
 - (2) 助成金交付決定後、1年以上継続して子ども食堂等を実施する見込みがあること。
 - (3) 年に6回以上の開催があること。
 - (4) 組織及び運営に関する事項を定めた会則または規約等があること(任意団体の場合に限る)。
 - (5) 営利を目的とするものでないこと。
 - (6) 本事業に関し、特定の政党もしくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わない団体であること。

(助成対象経費)

- 第4条 助成の対象となる経費は、子ども食堂等の運営に要する経費であり、かつ以下に 定める経費に限る。
 - (1)会場及び備品等レンタル料
 - (2) 諸謝金 (子ども食堂開催日のみ対象)
 - (3) 保険料 (子ども食堂開催日のみ参加者・スタッフ対象)
 - (4)消耗品(衛生用品・備品等)
 - (5) 広報関係費用
- 2 助成金の交付は交付決定日以降、当該年度の活動期間を対象とする。

(申請方法)

- 第5条 子ども食堂等支援事業助成金を受けようとする団体は、子ども食堂等支援事業 助成金交付申請書(様式第1号)及び子ども食堂等支援事業実施計画書(様式第2号) を 当該年度の7月末までに市社協へ提出しなければならない。
- 2 申請は、毎年度行なうものとする。

(助成対象団体の指定)

- 第6条 市社協は、福島市内で子ども食堂等を運営している団体より申請のあった場合、 事業実施計画書等を審査し、助成対象団体として指定する。
- 2 市社協は、指定をした助成対象団体に対し、子ども食堂等支援事業助成金交付決定 通知(様式第3号)を送付する。
- 3 指定を受けた助成対象団体は、子ども食堂等支援事業助成金請求書に(様式第4号) により市社協へ助成金を申請する。

(助成の額)

第7条 市社協は、助成対象団体に対し30,000円を助成する。

(活動実績の報告)

第8条 助成対象団体は、当該年度の活動が完了したときは、子ども食堂等支援事業完了届(様式第5号)及び子ども食堂等支援事業実施報告書(様式第6号)に参考資料を添えて、事業実施次年度の5月末までに市社協に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福島市社会福祉協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。